



# ＝単組新任役員研修会開催＝

## 『労働者と日本国憲法』

### 『世話役活動に役立つ労働法』



宇都宮大学 松岡二郎先生

## 研修会に参加して

岡山県 大森 美幸

去る六月二十六、二十七日、二日間の日程で、東京都内の「東京コマ旅行会館」を会場に、平成五年度単組新任役員研修会が開催された。

本年度は、『労働者と日本国憲法』『世話役活動に役立つ労働法』の二つのテーマで、実務

「自由・平等と憲法」「平和に生きる権利」などを中心に、また「世話役活動に役立つ労働法」では、「労働契約」「労働時間・休憩時間・休暇・休日」「賃金・賞与・退職金」「労働安全衛生法、労働者災害補償保険法」「退職・解雇」などの項目について、具体的にわかりやすい説明があった。

### ＝教宣部より＝

今回の研修会の内容は、日本国憲法とは何か、憲法と各種法律の関係、労働法の要旨を、計六時間に圧縮したもので、我々一〇〇分の二五〇以上の範囲内で、人事院規則の定める割合とする事になりました。

講演の終了にあたり、松岡先生より、「それぞれの施設で組合員から相談を受けた時は、三日以内に回答すること。回答がわからない場合はレジュメを活用して労働法等を勉強し、正確な回答をすること。それでもわからない時は、自宅へ問い合わせたい」とのありがたい言葉をいただいた。

この研修会に参加された新任役員の方々は、今後の単組での活躍を期待したい。

【松岡二郎先生の連絡先】  
TEL 03-3811-2208、  
FAX 03-3811-5888

最後に、今回の研修会は参加者全員満足いくもので、貴重な時間を私たちの研修会に割いて下さった松岡二郎先生に、深く感謝したい。

最後に、今回の研修会に参加された新任役員の方々は、今後の単組での活躍を期待したい。

最後に、今回の研修会に参加された新任役員の方々は、今後の単組での活躍を期待したい。

## 初心者のための賃金教室

# 93 人事院勧告に関連して

八月三日、人事院勧告が国会と内閣に提出されました。そこで、平成五年度人勧について、日赤に関わりのある部分をまとめて解説してみよう。

ご存知の通り人事院勧告は、国家公務員法で争議行為が禁止されている国家公務員の給与など労働条件を改善するため、代替措置として人事院が国会と内閣に対して出す勧告です。

給与は、民間の賃金と均衡を図る「民間準拠」が原則となっており、毎年度初めから民間の給与実態を調査し、八月初めに勧告を提出する形で、一九八六年度から完全実施が続いています。また、休暇等の勤務条件についても、民間の多くが導入していることから勧告する場合が多いのです。

### 人事院勧告の概要

民間企業のベアの伸び悩みを受けて、民間のボーナスに当たる期末・勤勉手当の引き下げと、改定も、六年振りに一九二〇と低い率になっており、定率分・九四〇を加えて三・八六〇と、民間主要企業の今年度ベア率（日終連動率）と同じ伸び率になります。

### 一人勧における給与改定の内容

給与実態調査によると、官民格差は民間給与が公務員給与を一人当り平均六千二百八十六円（一九二〇）上回っており、扶養手当・住居手当も同様で、ボーナス（期末・勤勉手当）においては公務員が上回っています。

### 扶養手当

民間の扶養手当支給額が公務員で、今回は見送られました。

### 借入金

借入金者に対する月額最高支給額（中位階層）が民間において二万六千円以上二万七千円以下であったことから、二分の一加算限度額を月額一万六千円（現行一万五千円）とし、最高支給限度額も二万七千円（現行二万六千円）に引き上げられました。

### 通勤手当

民間の交通機関利用者に係る支給状況は、おおむね全額支給が八七・四〇％で、公務員の全額支給限度額以内の職員の割合が八・二〇％とほぼ見合うものとなりました。

### 期末・勤勉手当

平成四年五月から平成五年四月における年間支給割合は五・三〇％で、公務員は五・四四％分であったことから、三〇月分を〇・五五（現行〇・五五）とし、年間支給月を、組合の皆さんはどう受けとめるのか、議論を待ちたいものがあります。

### 借入金

借入金者に対する月額最高支給額（中位階層）が民間において二万六千円以上二万七千円以下であったことから、二分の一加算限度額を月額一万六千円（現行一万五千円）とし、最高支給限度額も二万七千円（現行二万六千円）に引き上げられました。

### 通勤手当

民間の交通機関利用者に係る支給状況は、おおむね全額支給が八七・四〇％で、公務員の全額支給限度額以内の職員の割合が八・二〇％とほぼ見合うものとなりました。

## 第三回中央委員会

### ご案内

日時：平成5年12月12日・13日(月)

場所：愛知県犬山市大字犬山字甲塚48-3

# 国民年金保養センター

# 山犬パルク

## 労働基準法改正のポイント

昭和六十二年に労働時間の短縮を推進するために労働基準法第七九号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律」の一部を改正する法律（労働省）として公布されました。

昭和六十二年に労働時間の短縮を推進するために労働基準法第七九号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律」の一部を改正する法律（労働省）として公布されました。

昭和六十二年に労働時間の短縮を推進するために労働基準法第七九号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律」の一部を改正する法律（労働省）として公布されました。

## 施行から1年 育児休業

それによると、期間中に育児休業の取得対象となった女子職員六千四百十五人のうち、育児休業を取得したのは三九・六〇の二千五百三十九人でした。

この育児休業法は、一歳未満の子供を持つ国家公務員に、本人の請求に基づいて最長で十カ月の育児休業を認め、その中で、上半期は請求のすべてが承認され、下半期は請求のすべてが承認され、平均七・三カ月でした。

